

2020年4月10日

全国商工団体連合会

会長 太田 義郎

県連 御中

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した被保険者への国保料・税の減免措置に対して国が財政支援する事務連絡を发出した事について

連日の奮闘ご苦労さまです。

厚生労働省は4月8日付事務連絡（新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援について）を发出しました（別添参照）。

同連絡は、国民健康保険法77条の「特別な理由がある被保険者への減免」を適用した場合に、国が財政支援するとしています。支援対象の期間は2020年2月1日から21年3月31日です。

各自治体の条例または規約に対応する規定がない場合、規定を設けるよう求めています。

減免対象期間中に、すでに保険料を徴収していた場合には、さかのぼって減免を適用するとしています。全商連が「新型コロナウイルスに対応した緊急経済政策への要望」（4月8日、内閣府に提出）で求めている、国の財政支援による国保料・税の要求が実現しました。厚生省の事務連絡と「政府が発表した経済政策の問題点と全商連の要望」を併せて送ります。活用をお願いします。

市町村に減免手続きを行うとともに、条例または規約に定めのない場合には規定を設けるよう要求を進めてください。